

かすみがうら市消費生活センター

かすみがうら市消費生活センター ほっと通信



かすみがうら市消費生活センターでは市内在住の方を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性、多重債務など、消費生活に関する相談を受け付けています。
また、市民の皆様からのお問い合わせもお願いしています。

**あなたは
狙われています** 以下のような相談が多く寄せられています

こんな手口にご用心！<不正請求>

公的機関を思わせる名称で、訴訟・差押え等不安をあおる。

事例 「未払い金がある、連絡がない場合は訴訟になり、財産の差押えになる。」
といった内容の手紙やメールが来た。



ワンクリック請求

パソコンや携帯電話で検索中、いきなり登録完了になり、高額な請求をされる手口。



事例 スマートフォンで検索中いきなりアダルトサイトに飛んだ。
無料サイト、「年齢確認」をタップしたら「登録完了」になり、退会案内に従い電話をかけたら、高額な請求をうけた。

一言アドバイス

利用した覚えのないものは無視する。「コンビニに行け」は要注意！
「トラブルは嫌」なので払ったら、次々と請求が来た。
おかしいな？と思ったら、業者に連絡する前に「消費生活センター」へ！

消費者ほっとライン188のご案内

「市の消費生活センターに連絡したいが、今日は休みだ」
そのような時は**188**へ、開所しているセンターにつながります。

かすみがうら市消費生活相談のご案内

所在地

- 本 所 かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎内（大和田562）
- 出張相談所 勤労青少年ホーム内（稻吉2-6-25）

相談日

- 本所相談日 月・火・木・金
- 出張相談日 水・金
(祝日・年末年始を除く)

相談時間

午前9時から正午 午後1時から午後4時まで

電話

0299-59-2111・029-897-1111(どちらでも可)

*来所される方は、事前に電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。

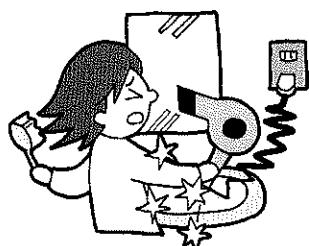
休館日の情報は
こちらでご確認ください。

かすみがうら市消費生活センター

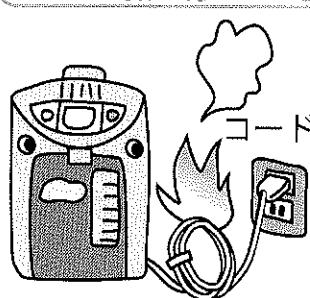
検索

コードや配線器具の事故が多発しています！

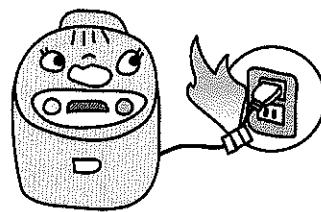
こんな使い方していませんか？



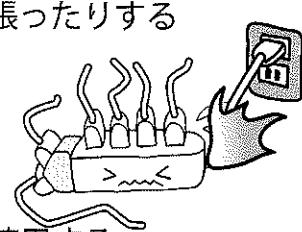
コードを曲げたり
引っ張ったりする



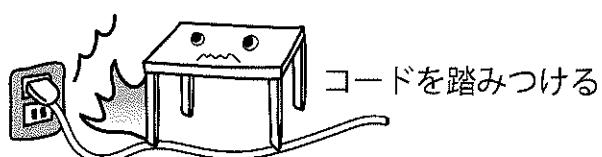
コードを束ねる



自分で修理をする



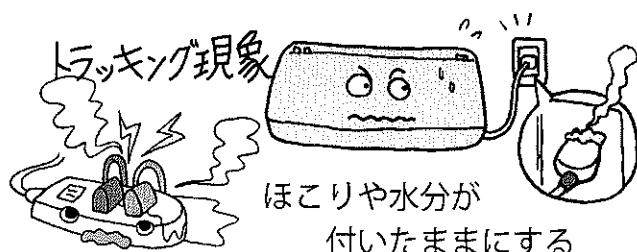
定格容量を
超えて使用する



コードを踏みつける



コードを引っ張る



ほこりや水分が
付いたままにする

古い製品を使い続けていませんか？

長く使用している製品で事故が発生しています

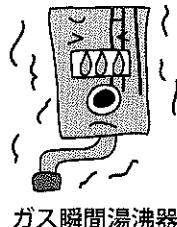
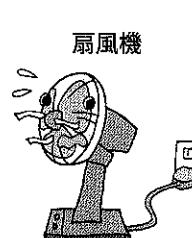
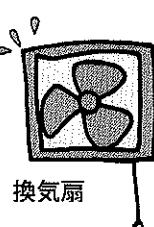
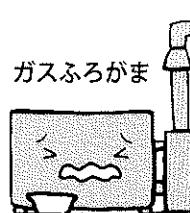
電気製品や燃焼機器などは、長期間使用しているうちに熱や湿気、ほこりなどの影響により、部品が劣化して発煙や発火のおそれがあります。

変なにおいや音、いつもと違うと感じたら…

使用を中止して、事業者や販売店に相談してください。

新しい製品には、さまざまな保護装置が搭載されています。

買い替えも事故防止策のひとつです。



古い製品で異常を感じたら事業者へ連絡してね

